

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

ユーモア 「真面目な話だけでは深い人間関係を築けない」と言うのは笑いを取り入れた社会人教育事業「笑伝塾」塾長の殿村政明氏です。その場の空気、緊張感などを変えるには、話し上手である必要はありません。特別なセンスもいりません。クスリとした笑いが空気を変えます。三つのポイント、①ビジネスに笑いを持ち込むのは不謹慎だという思い込みを捨てる。②常にアンテナを張り巡らせ会話のネタに使える「面白い話」をストックする。③比喩や擬音を駆使して聞き手の頭の中に情景が浮かぶように話す。自分が目にしたこと、面白い出来事、失敗談などがよい、オチはいりません。ときには意表をつくボケも。Fore所載。

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると、令和2年分の所得税等の確定申告書の提出人員は、2,249万人（対前年比2.1%増）となっています。

そのうち、申告納税額がある人は、657万人（対前年比2.2%増）で、その申告納税額は3兆1,653億円（対前年比1.6%減）となっています。



萌える紅葉（長野）

神津一郎 / オアシス

年末調整の電子化

□年末調整の電子化

令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除の適用を受ける人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書を電磁的方法により提供する場合には、控除証明書等の書面による提出または提示に代えて、電磁的方法により、提供することができることとされました。

□承認申請

従業員から控除証明書等を電磁的方法により提供を受けるためには、扶養控除等申告書などを書面ではなく、その申告書の記載事項を電磁的方法により提供を受ける特例制度の適用を会社が受けていることが前提となります。

従来は、この特例制度の適用を受けるためには、事前に源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書を税務署に提出する必要がありましたが、令和3年4月1日以降に従業員からデータで年末調整申告書を受領する場合は、申請が不要となりました。

□年末調整が電子化された場合の手順

年末調整手続が電子化された場合は、次のような手順となります。

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
- ② 従業員が、国税庁ホームページ等からダウンロードした年末調整控除申告書作成用ソフトウェアに、住所・氏名等の基礎項目を入力し①で受領した電子データをインポート（自動入力、控除額の自動計算）して年末調整申告書の電子データを作成
- ③ 従業員が、②の年末調整申告書データおよび①の控除証明書等データを勤務先に提供
- ④ 勤務先が、③で提供された電子データを給与システム等にインポートして年税額計算

□年末調整電子化の対象書類



○11月1日は「紅茶の日」。アメリカはコーヒー、日本はお茶、イギリスは世界有数の紅茶消費国です。1日に数回ティータイムがあり、客はお代わりを勧められたら断ってはいけません。また、寒いロシアでは紅茶が冷めないようにジャムは入れずに舐めながら飲む。ロシアに漂着した大黒屋光太夫がエカテリーナ女帝の招きで初めて紅茶を飲んだのが11月1日だった。



年末調整関係書類の電子データによる提供の対象となる書類は以下のとおりです。

〔年末調整申告書関係〕

- ①扶養控除等申告書、②配偶者控除等申告書、③保険料控除申告書、④住宅借入金等特別控除申告書、⑤基礎控除申告書、⑥所得金額調整控除申告書

〔控除証明書等関係〕

- ①保険料控除証明書（生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料及び地震保険料に限りませす）、②住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書、③年末残高等証明書

*国民年金保険料等、小規模企業共済等掛金の控除証明書は対象外です。また、すべての生命保険会社、損害保険会社等が対応しているわけではありません。

□控除証明書等のデータの取得方法

控除証明書等のデータの取得方法には、①マイナポータル連携（マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力、保険料の区分等の自動判定）により一括取得する方法、②契約している個々の保険会社等のホームページにアクセスし、「お客様ページ」等にログインしてダウンロードする方法などがあります。

ふるさと納税を考える

総務省によりますと、令和2年度のふるさと納税の件数は3,488万件、寄附額は前年比38%増の6,724億円で2年ぶりに増加し、いずれも過去最高。3年度の住民税控除額は4,311億円、控除適用者数は552万人で、こちらも過去最高です。

1. ふるさと納税とは

納税という名称ですが制度上の実態は寄附であり、任意の自治体に寄附をして、その寄附金額を現に居住する地方自治体へ申告することにより寄附分が控除できるこの制度をもって、希望自治体に事実上の納税をするというものです。

2. メリットとデメリット

国民が自ら税の使い方を選べる、生まれ故郷を離れてもその地域に貢献することができるなど数々のメリットはありますが、①行政サービスを受ける住民が税を負担する受益者負担の原

則の観点からはずれてしまう。②自治体の税務が煩雑になる。③根本的な地方活性化や地方間格差を是正するための対策にはなっていない。④制度利用者の関心が返礼品に集中しており、実質財源を必要とする自治体への寄附が行われていないのでは、というデメリットもあります。

3. ワンストップ特例制度

ワンストップ特例制度は、確定申告の不要な給与所得者等（年収2,000万円以下のサラリーマンや年収400万円以下の年金受給者など）が行う5自治体以内のふるさと納税であれば、各自治体に特例の適用に関する申請書を提出することを条件に、確定申告をしなくとも住民税の寄附金税額控除を受けられる制度です。

4. 留意点

ふるさと納税は、返礼品やその使途のあり方に問題がある一方で、近年の大規模災害への災害支援寄附に対し、自主的な活動として機能した事実は大きいと思われます。今後この制度がその見直しと意識変革の中で健全に発展していくことが期待されます。

ナマの税務相談室

Q 相続人が甲乙丙3人いるのですが、日ごろ交信無く気持ちも合わず今回の申告提出で頭を悩ましています。乙丙が申告書に押印してくれませんので、税務署に提出を保留しています。協議が整ってないのでとりあえず法定相続分で申告書を作りました。他の2人の分を外して申告提出できるものでしょうか。それとも押印しない分も含めて申告書を提出することはできないでしょうか。

また、税額の納付についても悩んでいます。相続人代表甲が現金を管理しているので相続人全員の相続税は納付出来るのですが、押印しない他の2人の納税を全員の納税額と一緒に納付してよいのでしょうか。

A 時に似通ったご質問を受けます。何とかお2人が話し合いのテーブルに乗って下されば話は早いのですが人間の気持ちは得てして不可解な要素がありますと簡単に氷解しない

未分割財産と 相続税の申告

もので徒らに解決できない複雑性を含有しています。

ところで、申告書の共同提出は、提出しなければならない、という義務規定で

はなく、提出することができるという規定ですので、相続人らが別々に申告書を提出したとしても不適応なものとはいえません。別々に提出する例も見受けられます。

仮に乙丙が押印を拒んでいるところから共同提出することができない場合、甲のみが押印した申告書を申告期限内に税務署に提出することになります。

しかし、令和3年4月以後の申告は電磁申告時代を受けて押印義務は不要となりましたので、乙丙の押印がなくて乙丙が期限内無申告ということにはならないと考えます。

できればマイナンバーカードコピー乃至免許証コピー等本人確認できるものを添付して申告することを望みます。

ナマの税務相談室

小規模宅地特例の 経過措置期間が終了して

小規模宅地の相続税の特例は第二の基礎控除と言われるほどの効用があり広く活用されていました。その小規模宅地特例は、平成25・27・30・31年と改正がなされ、25、27年改正では対象面の拡充、老人ホーム入居や二世帯住宅における適用要件緩和等であったのに対し、30、31年改正では、次のように厳しい改正となっています。

一、特定居住用宅地等の特例適用対象者で持ち家に居住していない者に係る要件に、①相続開始前3年以内に、その親族の3親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋に居住したことがないこと、②相続開始時においてその親

族が居住している家屋を過去に所有していたことがないこと、が追加されました。

二、貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に新たに貸付事業供用された宅地等が除外されました。

三、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業供用された宅地等が除外されました。

ここれらの3年縛りと云われる改正については、それぞれ激変予防として経過措置が設けられ、特定居住用宅地等については、2年間に限り、施行日前日に相続開始があったとしたら要件充足宅地等となるものは特例適用とされました。貸付事業用宅地等については、施行日前から貸し付

けている宅地等ならば、改正による3年以内との制限の対象外とされました。特定事業用宅地等については、経過措置はありませんが、施行日前から貸し付けている宅地等ならば、改正による3年縛り制限の対象外でした。

なお、特定居住用宅地等での、被相続人の居住の用に供されていた家屋は、三親等内の親族が所有する家屋であったとしても、制限から除かれています。貸付事業用宅地等における3年縛りの制限は、事業的規模の場合には、対象外です。また、非事業的規模の場合の事業供用が3年超か3年以内かは、物件毎の判定になります。特定事業用宅地等の3年縛りの制限でも、その宅地にて事業の用に供されている減価償却資産の価額が、宅地の相続時価額の15%以上である場合を除く、とされています。

秋も深まり、霜が下りようになると、紅葉は一段とあざやかさを増します。「大紅葉燃え上らんとしつ、あり 虚子」
年末調整が目前に迫りました。年末調整は、毎月の給料や賞与から源泉徴収した税額と、本来の年税額とを比較し、その過不足を精算する手続きです。
年末調整をスムーズに行うために、早めの準備を。立冬7日、小雪22日。



目標は他人から与えられても駄目。
目標はいつも
自分の中から生まれてくるべきなんだ。

(タイガー・ウッズ)

11月の税務メモ

(国税)

- 10月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 4年3月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

10日
15日
30日
〃
〃
〃
(地方条例による)

(地方税)

- 10月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 4年3月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。